

(概要)商標法の規定に基づき指定（告示）される紋章等の一覧

	国・国際機関	根拠条文
1	欧州対外国境管理協力機関 ^(※)	第4条第1項第3号
2	欧州データ保護委員会	第4条第1項第3号
3	欧州ジェンダー平等研究所	第4条第1項第3号
4	欧州労働機関	第4条第1項第3号
5	欧州連合航空安全局 ^(※)	第4条第1項第3号
6	ハーグ国際私法会議	第4条第1項第3号
7	石油輸出国機構国際開発基金	第4条第1項第3号
8	スクエア・キロメートル・アレイ天文台	第4条第1項第3号
9	国連パレスチナ難民救済事業機関	第4条第1項第3号

(※) 国際事務局から、欧州域外国境業務協力管理機関と欧州航空安全局について、欧州対外国境管理協力機関と欧州連合航空安全局に名称の変更が通報されたため、当該旧組織名称に係る標章の商標法に基づく経産大臣の指定・不競法省令は廃止する。